

中心市街地の活性化に関する法律（平成 10 年法律第 92 号）第 37 条第 1 項に規定する第一種大規模小売店舗立地法特例区域は、次のとおりとする。

（第一種大規模小売店舗立地法特例区域）

藤枝市前島一丁目 2-1、2-2、2-3、3-1、3-2、3-3、3-4、3-5、3-6、3-7、3-8、19-10（自歩線 9 号線）、1835-2、1818-3、藤枝市駅前一丁目 404-6

第一種大規模小売店舗立地法特例区域図（詳細図）

